

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 (代表者)	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
阿部 力也	減税世田谷	政治団体の名称	減税世田谷	あべ力也後援会	H22. 10. 1
伊藤 公介	東京公友会	主たる事務所の所在地	町田市森野 1-11-9	町田市森野 2-3-10	H22. 10. 22
大津 浩子	大津ひろ子・ネット	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚 2-11-1	渋谷区笹塚 2-1-14	H22. 10. 5
小川 敏夫	小川敏夫を応援する会	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉北 4-4-12	練馬区練馬 1-4-4	H22. 10. 14
小斉 太郎	小斉太郎応援団	公職の種類	衆議院議員	区議会議員	H22. 10. 27
		政治団体の名称	小斉太郎応援団	小斉太郎後援会	H22. 10. 27
佐藤 真理	佐藤まり後援会	政治団体の名称	佐藤まり後援会	佐藤まり・みのり会	H22. 10. 8
		主たる事務所の所在地	渋谷区恵比寿 4-9-3	渋谷区恵比寿 2-13-16	H22. 10. 8
田中 政義	田中政義後援会	政治団体の名称	田中政義後援会	「楽しい未来」をめざす会	H22. 10. 19
米川 充	米川充と歩む会	政治団体の名称	米川充と歩む会	米川みつる後援会	H22. 10. 12

●東京都選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があ
 ったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次の
 おり公表する。

平成二十三年一月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の 指定の取消しの 届出をした者の 氏名（代表者）	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
中川 直人	都議会議員	中川直人とやさしい国に直 す会	千代田区永田町1－8－1	H22. 10. 4

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年一月十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

三 代表者の氏名

津熊 秀明

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋三丁目二番十四号 日本橋KNビル

五

定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、がん登録によるがん罹患、死亡、生存率等の情報を提供するとともに、公開セミナーや学術セミナー、調査及び研究、がん登録に關与する人材の育成等を行い、地方公共団体の実施する地域がん登録事業の充実・発展を支援する事業を通して、

国民の保健、医療、療養の増進と、わが国のがん対策の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エクセルシア

三 代表者の氏名

松野 健太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市飛田給一丁目九番地十 ライオンズマンション調布第二一〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の市民を対象とし、電車・バス等の公共の交通機関を利用することが困難な高齢者・障害者等の人々に対する移動・移送サービスの提供並びに、障害者・児の地域での交流、世代間の交流を基に、心身ともに充実した生活、就労の場を提供する支援を行い、市民のより一層の社会参加を促し、福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境の森

三 代表者の氏名

新谷 政巳

四 主たる事務所の所在地 東京都北区豊島一丁目十二番三ー三〇四号 TKハイム王子 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、地球的・国際的な視野に立った公平・公正な立場で地球温暖化防止や自然環境保護などの活動を通して持続可能な循環型社会構築のための支援・協力、調査・研究、普及啓発に関する事業を行い、地域社会の豊かな生活環境の維持、向上の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十八日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さわやかステーション東京 三 代表者の氏名 新谷 政巳 四 主たる事務所の所在地 東京都北区豊島一丁目十二番三ー三〇四号 TKハイム王子 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象に、地域社会と保健、医療、福祉分野に従事する人々の協力を得ながら、高齢者等のニーズに応じた情報や福祉サービスの提供、普及啓発、生活支援等を行うことで、住み慣れた地域にいつまでも安心して暮らし続けることの出来る社会実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）	一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十九日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境フォーラム・水と土 三 代表者の氏名 池田 穂高 四 主たる事務所の所在地 東京都北区西ヶ原三丁目二十三番九号 五 定款に記載された目的 この法人は地球市民、地域住民、企業（団体）、国および地方自治体等を対象とし、環境汚染や破壊に対して、自然が本来持っている浄化作用に着目し、有害物質を吸着する鉱物や粘土などを利用して水や土の汚染を浄化・修復する環境対策技術を確認し、併せて人間社会生活上の水や土環境における安全度についての格付けシステム研究を行い、それらの成果を市民、産、学および官の結集により広く社会全般に提供し、これを利・活用させ、持続可能な開発による真に有用な自然力浄化技術の向上と公平・中立・正確で信頼性のある環境格付けシステム構築・実施等を行い、もって、わが国の国際社会に対する貢献並びに二十一世紀の人類の生存に必要不可欠かつ共有物である地球の自然環境保全に著しく寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）	特定非営利活動法人かがやき 代表者の氏名 高村 デン 四 主たる事務所の所在地 東京都荒川区西日暮里一丁目五番八号 五 定款に記載された目的 この法人は、なんらかの障害を持つ方々を対象として、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを行い、障害者が地域の中で自立した生活が営まれるよう一般市民にその理解の促進を図り、就労等の支援またそれを支える生活支援を行うことによって、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりの増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十三年一月十三日 東京都知事 石 原 慎太郎 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十五日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人生活サービスセンターたまりん 三 代表者の氏名 高橋 靖昭
--	--	---

四 主たる事務所の所在地 東京都町田市玉川学園二丁目六番六号 デンコウビル 一階一〇一号室 五 定款に記載された目的 この法人は、主に玉川学園地区居住者に対して、家庭生活全般に関わること、及び地元各団体の活動支援事業を行い、住み良い街づくりに寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)	一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十五日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゆあらいふ 三 代表者の氏名 大山 亮 四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内一丁目八番三号 丸の内トラストタワー本館二十階 五 定款に記載された目的 この法人は、人種、国籍、宗教、老若男女を問わず、人類が自然と社会と共存する事を目的に確立された古人より引き継いだ道徳を基盤に本法人に属する会員において、ひとりひとりの精神的自立、社会的自立、家庭的自立を支援するとともに、各々の人生を更に自分らしく謳歌するために、相互に持つ力を合わせて、助け合い、幸福を共有し、共存共栄を世界に広げ、次世代に本精神を順次伝える事を目的とする。 (以上原文のまま掲載)
一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十六日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふたばふらつとホーム 三 代表者の氏名 園 武友 四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区南元町四番地 五 定款に記載された目的 児童養護施設・養育家庭などの出身者（以下当事者という）の自助活動の支援及び相談事業を常時行うことにより当事者の精神的安定を図ることに寄与する。 2 困難な状況にある当事者の就労に関わる支援活動を多くの団体・個人の協力を得てコラボレーションし、当事者の生活安定を図ることに寄与する。 3 当事者の状況を調査・研究することによって、当事者への社会的支援を公的機関に働きかけること及び児童養護施設・養育家庭などの社会的養護の質的向上を図ることに寄与する。 (以上原文のまま掲載)	一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十六日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人STC東京 三 代表者の氏名 嶋田 正裕 四 主たる事務所の所在地 東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目三番一号 学校法人
成蹊学園 成蹊大学理工学部情報科学科情報・生産システム研究室内 五 定款に記載された目的 この法人は、テクニカルコミュニケーション（以下「TC」とする）の研究、調査、視察、情報交換等により、広く一般市民に対してTC技術の普及と向上に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)	一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十六日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エイジング社会研究センター 三 代表者の氏名 村田 裕之 四 主たる事務所の所在地 東京都港区東麻布二丁目二十三番十四号 トワ・イグレッグ七階 五 定款に記載された目的 この法人は、ひろく一般市民を対象として、①高齢生活者のニーズを供給者との協働を通じて求められる商品・サービスに転換する機会を創出し、②高齢者と若者との世代間の協働を通じて、高齢者の社会参加と若者の人間的成長が可能となる機会を創出するとともに、③国際的視野を持ち、超高齢社会への対処策について日本と他国とで相互に伝え合い、普及する機会を創出する。それら事業を通じて、社会における高齢者と次の世代を担う若者の両者異なる世代が、互いの人間的成長を支え合い、それを広く社会に示唆し、持続可能な超高齢社会の形成

に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十六日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン 三 代表者の氏名 吉永 宏 四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区外神田六丁目十一番十四号 アーツ千代田333 120八号室 五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人をはじめ、生きにくさを抱えている人たちと共に、主に、 ・ 障害の種別や有無をこえて、芸術文化活動を通して、自らを自由に表現する場やしくみをつくること。 ・ 作品を発表したり、販売する環境を整えること。 ・ 美術作品や舞台芸術作品などに、さまざまな手段を用いてアクセスするための機会と環境を整えること。 などの事業を行い、誰もがそれぞれの違いが尊重しあい、その存在が認められる、真の意味での豊かな社会の実現に貢献、寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十七日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 一人一票実現国民会議	三 代表者の氏名 伊藤 真 四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区桜丘町十七番六号 五 定款に記載された目的 この法人は、社員あるいは会員であるか否かを問わず、広く一般に対して、日本国憲法が定める参政権が何であるかを伝え、社会教育の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十七日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハッピーステップス 三 代表者の氏名 渡部 玲子 四 主たる事務所の所在地 東京都港区東麻布一丁目十七番十一・七〇一号 五 定款に記載された目的 この法人は、発展途上国に対して、生活環境改善のための支援事業を行い、広く途上国の公益に寄与すること、また日本国内において、草の根の芸術普及活動を行い、人々の精神的豊かさに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十八日 二 特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人日本BCM協会 三 代表者の氏名 安藤 克則 四 主たる事務所の所在地 東京都町田市木曽町二千二百九十番地十三 五 定款に記載された目的 この法人は、全ての組織を対象として、事業継続マネジメントの普及啓蒙、事業継続マネジメントシステムの構築・運用の支援、事業継続マネジメントの教育、指導に関する事業を行うことにより、事業継続マネジメントの普及啓蒙、事業継続マネジメントシステムの構築、運用支援、事業継続マネジメントに関する教育・指導といった活動に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十八日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぐりん・さいと 三 代表者の氏名 沢田 慶子 四 主たる事務所の所在地 東京都国分寺市本多一丁目五番三ー一〇二号 五 定款に記載された目的 この法人は、この法人は、一般市民が生涯現役・心身健康である為に植物の緑（グリーン）と触れ合う拠点（サイト）を中心としたネットワークを構築し、園芸活動からもたらされる様々な効用を活用した情報・学習・
---	---	---

交流・実践の場を提供する。

また、それらの活動を通じて、風通しの良い地域コミュニティを育て、幅広い世代が、住み慣れた地域で元気に生きがいを持って暮らしていけるよう、貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハウンドツウースポーツクラブ

三 代表者の氏名

嶋崎 健次

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区堀ノ内三丁目五十二番三号 山口ビル三

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを楽しむ老若男女に対して、フットサルまたはサッカーを中心としたクラブチームの運営や各種スクールなどを開催することで、地域スポーツの振興を図り、豊かなスポーツライフの実現とそれに通じた地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人円農あたい

三 代表者の氏名

国井 孝昭

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区上高井戸一丁目四番二二〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、食の乱れ、食糧自給率低下、農業人口減少や耕作地放棄など食や農業、環境の問題、急速な少子高齢化に直面しながらも人々は豊かで活力に溢れた生きがいのある生活を強く求める時代となりつつあるなかで、都会の住宅地や団地などの緑地の一部に畑としての「土いじり」の場を造り、野菜作りや収穫、食用など一連の協同活動を通じて人とのふれあいの輪を実現し、そして国民みな一坪百姓、生きることは食べることの意識を醸成するために自然的な農を推進し地域の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人疾病管理・地域連携支援センター

三 代表者の氏名

松岡 健平

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目十五番一号 渋谷クロスタワー十二階

五 定款に記載された目的

この法人は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、保健師、栄養士、メディカルソーシャルワーカー、介護士、

臨床検査技師、理学療法士等医療・介護職並びに患者、住民、行政、医療関係メーカー等地域の基幹インフラの一つである地域医療に係わる全ての関係者に対し、慢性

期疾病(糖尿病、慢性腎臓病等)の診療、地域連携、地域疾病管理システムの普及、及び国民に対し慢性期疾病に対する新しくかつ正しい知識の普及・啓発を行い、医療または福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人笑進笑明

三 代表者の氏名

奥村 典洋

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区上高田三丁目四十一番八号 千賀藤井ビル二〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者をはじめとした社会的支援を必要とする方々の自己表現活動をサポートするため、音楽等のエンタテインメントに関する事業を行い、それらの方々の社会参加・自己実現・経済的自立の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人第一若駒の家 三 代表者の氏名 市来 健太 四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市長沼町千三百六番地四 五 定款に記載された目的 この法人は、障害の重い仲間が、事業、訓練、学習などを通じ社会性を学び、生活を支える事業を行い、障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月二十二日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ネスト・ジャパン 三 代表者の氏名 本田 秀夫 四 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座八丁目十四番十一号 ワイ・エヌ銀座ビル二階 五 定款に記載された目的 この法人は、発達障害の人およびその家族を対象とした仲間づくりや余暇活動等の支援、ならびに教師、保育士、心理士等の専門家を対象とした人材育成などを行い、発達障害およびその関連領域の福祉と教育の向上に努め、もって社会の利益の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）		
一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月二十二日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人M's Kitchen（アボス トロフィーを含む表記のために法人の名称を横向きとした。） 三 代表者の氏名 高見澤 昌代 四 主たる事務所の所在地 東京都町田市成瀬二千三百三番地五 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、健康な食生活の啓発並びに推進に関する事業、出産・育児についての相談及び支援に関する事業、カウンセリング事業、社会教育並びに生涯学習の推進を目的とした講習会の企画・運営に関する事業を行い、健康の増進・社会教育の推進と地域社会の活性化を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月二十二日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人れつつLTD 三 代表者の氏名 齊藤 裸維 四 主たる事務所の所在地 東京都小平市御幸町三百十五番地の一 パークサイド小金井一〇二号		
五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、健康増進、野外活動、環境保全活動、音楽・演劇イベント、スポーツイベント、就職支援、国際交流、福祉、地域振興に関する事業等を行い、人々がより自分らしく生きることのできる社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月二十二日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人イクメンクラブ 三 代表者の氏名 長谷川 潤 四 主たる事務所の所在地 東京都中野区野方二丁目十一番十号 五 定款に記載された目的 この法人は地域社会に対して、子育てに関する事業を行い、男性の育児や家事、地域活動への参加を促すことで、より多様な子育て環境の充実を目指し、子どもの健全な育成や子育てのしやすい地域社会の構築に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載） 地籍図及び地籍簿の作成について 小笠原村の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）による地籍調査を実施し、地籍図及び地籍簿を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。		

なお、当該地籍図及び地籍簿を、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十三年一月十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 地籍図及び地籍簿の名称

小笠原村の一部の地籍図及び地籍簿

二 地籍図は、平成二十二年三月に測量して作成したものであり、地籍簿は、平成二十二年三月十五日現在の状況により作成したものである。

三 閲覧期間及び閲覧時間

閲覧期間は、平成二十三年一月十四日（金曜日）から同年二月二日（水曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の二十日間とし、閲覧時間は、当該期間中の午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後五時までとする。

四 閲覧場所

小笠原村役場

五 訂正の申出

- (一) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に東京都に対し、訂正の申出をすることができる。
- (二) 誤り等訂正の申出は、書面によることとし、各自印鑑を持参すること。
- (三) 誤り等訂正申出書用の用紙は、請求に基づき閲覧場所に交付する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

伊 藤 達 也

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

八王子市横川町五百九番一、
同番二及び同番六
多摩市愛宕四丁目二十二番
地十一
エヌ・ビー・ホーム株式会
社

代表取締役 川上 清子

西多摩郡瑞穂町大字二本木字
下西原四百六十三番二の一部、
同番二地先、四百六十四番二、
四百九十三番十二、同番十三
及び四百九十四番二

株式会社武蔵野不動産
代表取締役 中村 潤

国立市大字谷保字天神下五百
七十六番一の一部、五百七十七
番、同番地先、五百七十八
番九地先、五百八十九番一
地先、五百九十番一、五百
九十番二、同番二地先及び五
百九十六番四地先

福生市大字熊川七百七十四
番地一
日展ホーム株式会社
代表取締役 森田 展州

武蔵村山市伊奈平三丁目四十
四番の一部

武蔵野市吉祥寺北町一丁目
二十九番一号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳則

西多摩郡瑞穂町大字富士山栗
原新田字富士山二百十七番一
の一部、同番二及び同番四の
一部

株式会社ロジコム
代表取締役 本荘 良一

八王子市石川町千七百九十六
番十二から同番十四まで、同
番十二地先並びに千七百九十

八王子市石川町二百八十四
番地

池田 良三

六番八及び千八百八番三の各
一部

東大和市奈良橋五丁目七百八
十一番二十九及び七百八十二
番一

東大和市中中央四丁目九百六
十五番地の百七十一
株式会社鈴建
代表取締役 鈴木 忠雄

八王子市長沼町九百六番二、
九百七番二、同番三、同番三
地先、九百十一番二、同番三、
九百十二番二、同番三及び九
百十三番一から同番四まで

立川市錦町四丁目四番二号
株式会社朝商
代表取締役 榎本 和正

青梅市木野下一丁目四百五十
四番四、同番六から同番八ま
で、同番十、同番十一及び四
百五十五番三から同番五まで

青梅市木野下一丁目四百五
十四番地の三
齋藤 よし子

西多摩郡日の出町大字大久野
字新井二千四百七十五番一

あきる野市野辺三百九十二
番地
南部商事株式会社
代表取締役 吉村 隆二

国分寺市内藤二丁目二十六番
四十三、同番四十三地先、二
十七番十五、二十八番十四、
三十二番十一及び同番十一地
先

新宿区西新宿一丁目二十六
番二号
野村不動産株式会社
代表取締役 鈴木 弘久

八王子市別所一丁目四十九番
二、同番十五から同番三十七
まで及び南大沢二丁目二百二
十七番一

千代田区大手町一丁目三番
二号
住友林業株式会社
代表取締役 上山 英之

昭島市福島町一丁目五百五十
九番十八、同番二十及び同番
二十一

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

八王子市館町千四百二十五番、
千四百七十九番、千四百八十
番、千四百八十一番三、同番
三地先、千四百八十二番二及
び千四百八十三番一の一部

八王子市小比企町五百三十
六番地の三
株式会社創和
代表取締役 溝口 長年

八王子市左入町七百四十七番六、同番七、七百五十三番一、同番三から同番六まで、七百五十六番一、同番二、同番四、同番七から同番十まで、七百六十番六、同番十八、同番二十、七百六十五番一、同番三、同番四、七百六十六番一、同番四から同番六まで、七百六十九番二、同番三及び同番五
八王子市長房町千二百七十六番二、同番三及び千二百七十九番二
北海道札幌市手稲区新発条六条一丁目五番八十号
株式会社ニトリ
代表取締役 似鳥 昭雄

八王子市大船町三百六十三番十三の一部、三百七十四番、同番地先、三百七十五番から三百七十七番まで及び三百七十八番十七
八王子市打越町六百六十番、同番二、六百六十一番及び同番二
北海道札幌市手稲区新発条六条一丁目五番八十号
株式会社ニトリ
代表取締役 金子 貢司

立川市一番町六丁目二十四番三十三、二十八番一、同番一
地先及び同番九から同番十一まで
八王子市岩戸北一丁目千六百六十一番一及び同番六
北海道札幌市手稲区新発条六条一丁目五番八十号
株式会社ニトリ
代表取締役 金子 貢司

八王子市子安町三丁目二番三
八王子市子安町四丁目二十番地八号
八王子市子安町四丁目二十番地八号
有限会社住地ハウジング
代表取締役 金子 貢司
八王子市子安町三丁目二番三
八王子市子安町四丁目二十番地八号
有限会社住地ハウジング
代表取締役 金子 貢司

稲城市大字大丸字六号六百六十九番一及び六百七十番一の各一部
府中市南町一丁目三十九番一から同番六まで及び四十一番一
府中市晴見町二丁目十二番地の一
株式会社恒亮社
代表取締役 高橋 茂雄
調布市緑ヶ丘二丁目六十二番二十三、同番二十六の一部及び同番八十二
調布市緑ヶ丘二丁目六十二番二十三、同番二十六の一部及び同番八十二
調布市緑ヶ丘二丁目六十二番二十三、同番二十六の一部及び同番八十二
調布市緑ヶ丘二丁目六十二番二十三、同番二十六の一部及び同番八十二

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあっては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十三年一月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一）に到着するように提出してください。

一 店舗名
東京都知事 石 原 慎太郎
品川シーサイドフォレストショップ
ピングセンター

二 店舗所在地
品川区東品川四丁目十二番四号ほか
三 設置者名
日本たばこ産業株式会社ほか一名
港区虎ノ門二丁目二番一号ほか
四 設置者住所
イオン株式会社ほか二十五名
五 変更前の小売業者の氏名又は名称
イオンリテール株式会社ほか十九名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称
イオンリテール株式会社ほか十九名
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
イオンリテール株式会社ほか九名

八 変更前の小売業者の住所
愛知県名古屋市中区錦三丁目二十番二（あずみ株式会社）ほか
九 変更後の小売業者の住所
新宿区住吉町八番十二号（Asi me エステール株式会社）ほか
十 変更前の小売業者の代表者名
岡田 元也（イオン株式会社）ほか
十一 変更後の小売業者の代表者名
村井 正平（イオンリテール株式会社）ほか
十二 変更日
平成二十二年十月二十一日ほか
十三 届出日
平成二十二年十二月二日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一）
十五 縦覧期間
平成二十三年一月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	リヴィンオズ大泉店
二	店舗所在地	練馬区東大泉二丁目十番十一号
三	設置者名	東映株式会社
四	設置者住所	中央区銀座三丁目二番十七号
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	合同会社西友
六	変更前の小売業者の代表者名	エドワード・ジェームズ・カレジ エッスキー
七	変更後の小売業者の代表者名	野田 亨
八	変更日	平成二十二年二月一日
九	届出日	平成二十二年十二月十五日
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十一	縦覧期間	平成二十三年一月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二一）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価
本号 七〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三（三八二一）五二〇一（代）

郵便番号
112-0002